

令和七年（二〇二五）三月二十七日発行
『大倉山論集』第七十一輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

室町幕府奉公衆浜名氏の基礎的研究

小林 輝久彦

室町幕府奉公衆浜名氏の基礎的研究

小林 輝久彦

目次

はじめに

一 鎌倉期の浜名氏

二 南北朝期の浜名氏

三 室町期の浜名氏

四 戦国期の浜名氏

五 その後の浜名氏

おわりに

はじめに

室町幕府の奉公衆は、南北朝内乱の中で幕府が在京させるようにした各地の有力領主を、三代將軍足利義満の時代に編成したことによって成立した^①。奉公衆は平時には將軍御所及び將軍外出の際の警固を行い、有事には將軍が直接把握する軍事力として動員された。その職掌から在京奉公が基本であるが、その財政的基盤は、地方に存在する本貫地又は將軍から預け置かれた御料所などに依拠していた。將軍家の直轄領である御料所を預け置かれるという関係上、奉公衆は、鎌倉期に足利氏が守護国を勤めた三河国の出自である者が多い^②。

本稿で取り上げる浜名氏は、三河国の隣国である遠江国浜名郡の伊勢神宮領浜名神戸（静岡県浜松市浜名区三ヶ日町岡本ほか）を名字の地とする武家一族で、支族に大屋氏が存在するといわれる。筆者は以前、同じ浜名郡内で所領も隣接する後藤氏（三ヶ日町日比沢）を取り上げて考察したことがある^③。しかし浜名氏は長享年間（一四八七～八八）以後に浜名神戸に下国しており、後藤氏と比較すると隣郷であるにも関わらず、在京奉公の停止時期が早い。これは奉公衆の動向を考える上で興味深い事例でもあるので取り上げた次第である。

浜名氏の先行研究としては、まず高橋佑吉氏の『浜名史論』（一九五三年、浜名史論刊行会）、『重修浜名史論』（一九七八年、浜名史論刊行会）が挙げられる。高橋氏の研究は浜名氏に係る一次史料を博奏して網羅的に掲出・考察している貴重な業績である。一九七六年に刊行された『三ヶ日町史』上巻もほぼ高橋氏の研究に沿い、第三章中世編を記述している。その後長らく浜名氏の専論は登場しなかったが、二〇二一年に地元三ヶ日町の郷土史家である村田茂美氏の『浜名神戸と浜名氏―浜松市北区三ヶ日町の古代・中世』（浜名神戸と浜名氏を出版する会）が、二〇二四年には浜名敏夫氏の『鎌倉・小田原・遠江の浜名氏』（星雲社）が、それぞれ私家版として刊行されている。村田氏は

高橋氏が収集しなかった『神奈川県史資料編3 古代・中世』掲載の、鎌倉期から南北朝期にかけての古文書に表れる浜名氏関係史料を抽出してその内容を分析しており、浜名敏夫氏は「迎陽記」「蔭涼軒日録」などに表れる浜名氏の史料を追加掲出し、また高橋氏が比定した浜名持政に係る史料につき検討・批判をするなど、いずれも高橋氏の研究を一部補充・修正している。しかしながら高橋氏が二次史料である「浜名氏系図」などの系図史料に基づいて改定した浜名氏歴代の系図につき、村田氏及び浜名敏夫氏も基本的には従うなどの問題を残している。

また浜名氏と関係の深い真言宗大福寺（三ヶ日町福永）が所蔵する大福寺文書の研究を通じて、戦国期の浜名氏の研究も進められた。大福寺文書は、大山喬平氏の論文「戦国大名領国下の莊園所領―遠江国浜名神戸大福寺」（『国史論集小葉田淳教授退官記念』、一九七〇年）を嚆矢とし、一九七七年から駒澤大学がフィールドワークとしての文書研究を続け、社会経済史、莊園史といった各分野からの研究論文の蓄積を見ている。^④

以下本稿では、これら先行研究の成果に学びながら、政治史からみた浜名氏の動向を時代順に検討する。なお末尾に筆者が一次史料に基づき作成した浜名氏の推定復原系図を付した。

一 鎌倉期の浜名氏

浜名氏の史料としての初出は、天福元年（一二三三）九月、三ヶ日町只木の只木神明社の懸仏銘であるとされる。この銘にある大施主の「源貞正入道」を、高橋氏始め先学は浜名氏に比定してきたのである。「浜名氏系図」及び「浜名家系譜」などによると、浜名氏は源三位頼政の後胤を称するので、源姓であること、「貞正」が、浜名氏の始祖頼政以来通字とした「政」字に通じることを、先学は浜名氏に比定する根拠とするようである。なるほど神明社の位

置する只木御園（三ヶ日町只木）は、浜名神戸に隣接する御厨であるから、その可能性はある。しかし懸仏銘には「浜名」名字は記されないので、真正を浜名氏とは断定できない。そうすると浜名氏の確実な初見史料といえるのは「吾妻鑑」宝治二年（一二四八）十二月十日、將軍頼嗣が方違えのために甲斐前司泰英邸に入った際に、徒歩として随行した武士の内に記される「浜名左衛門三郎」ということになる。続いて建長三年（一二五一）八月十五日、鶴岡八幡宮の放生会に將軍頼嗣が出御した際に、直垂・帯刀して將軍御車に随行した武士の内に「浜名三郎」が記される。ここで「左衛門三郎」とあるのは、浜名三郎の父親が左衛門尉であり、その三男であるという意味だろう。そうすると「浜名三郎」が登場する宝治二年の一世代前には、彼の父親は浜名を名字とし、左衛門尉に任官していたことになる。

ところがこの間の建長二年（一二五〇）三月、幕府が遠江・駿河など諸国の御家人らに閑院殿造宮役を割り当てた時には、浜名氏の名は現れない。⁷ また建治元年（一二七五）五月の六条八幡宮造宮に係る注文にも遠江国に浜名氏の名を見ない。⁸

先述のとおり、この当時既に浜名氏は、鎌倉殿御家人として幕府に出仕していたことが「吾妻鑑」からうかがえるが、幕府から御家人役を賦課されていないことから推すと、浜名氏は有力御家人といえるほどの存在ではなかったのかもしれない。

いずれにせよこの鎌倉殿御家人の浜名氏は、遠江国浜名郡浜名神戸を名字の地としていたと考えられる。当時の三ヶ日地域には浜名神戸を始めとして只木御厨、大崎御厨（三ヶ日町大崎）、北原御園（三ヶ日町福長）、佐久目御厨（三ヶ日町佐久目）、大墓御厨（三ヶ日町付近）といった伊勢神宮領が位置していた。⁹ 裏付けとなる史料はないが、浜名氏の出自はこの浜名神戸ほかの御厨などの現地支配を神宮祭主大中臣氏から委任された荘官であると考えるのが相

当ではないだろうか。

なお周知のとおり、「吾妻鑑」は文永三年（一二六六）で記事が終了している。それ以後の浜名氏の動向は同書では探れないので、個々の鎌倉期の史料を模索することになる。

弘安五年（一二八二）二月、寂禪（伊勢神宮祭主一族大中臣隆直の奉行人）は、「浜名神戸香王」に対して、大福寺検断免除のことを下達している。¹⁰ 続いて同七年（一二八四）三月、同じく寂禪は「浜名香王」に対して、大福寺は摩訶耶寺（三ヶ日町摩訶耶）の末寺であると主張して、摩訶耶寺が催す舍利会に、大福寺が舞童を派遣することを要求したことに對する調停を行うように命じている。¹¹ この「香王」とは、菩薩名であるから、童名を香王丸という童子であるとみられ、高橋氏以来、香王丸は浜名を名字とする武士と考えられている。しかし筆者は、前者の史料に奉書の名宛の肩書きとして記される「浜名神戸」を浜名名字とみなすのには、いささか疑問を覚える。なお正応五年（一二九二）正月付けの「大福寺住僧等申状写」¹²によると、これ以前の摩訶耶寺が荒廃した時に、舍利会の頭役が欠如したことがあり、この時に「右衛門入道殿」の計らいで、大福寺が浜名神戸内の殿原・所司沙汰人と協力して、舍利会を執行できたと記している。この「右衛門入道」とは「香王丸」の先代であり、この実績があるために祭主一族は、再び大福寺と摩訶耶寺との紛争調停を香王丸に命じたとも考えることができる。「吾妻鑑」の「左衛門」と「右衛門」とでは官途が異なるものの、同じ衛門府の官途名であり、「右衛門入道」ひいては香王丸が、浜名氏である可能性はあると思う。

これ以外の鎌倉期まで遡ると考えられる史料に、村田氏が紹介した鎌倉の金沢文庫文書がある。このうち年不詳の「某書状」¹³には「浜名禪門御内譜代之御家人候、」とある。この浜名禪門は、康永二年（一三四三）に比定される湛睿書状にも登場するので、鎌倉末期から南北朝期の人物とみられる。そうするとこの「御内譜代之御家人」とは、室町

幕府將軍家である足利氏の御内人であるとも解釈できるが、足利氏所領の奉行人名簿には浜名氏の名は見られない。¹⁵⁾

むしろ先述の「吾妻鑑」の記述から、浜名氏は独立した鎌倉殿御家人であることが明らかであるから、村田氏も主張するように北条得宗家の御内人であり、かつ鎌倉殿御家人であると解釈すべきであろう。このように解すると、先述の御家人役を負担していないこともうまく説明できると思う。浜名氏は本来御家人であったが、鎌倉末期に北条得宗家の御内人となることで、御家人役を勤めることがなくなったという解釈である。

以上を要するに、遠江国浜名神戸を名字の地とする浜名氏は、鎌倉殿御家人として勤仕したが、鎌倉末期には北条得宗家の御内人となっていたと考えることができる。

二 南北朝期の浜名氏

(一) 金剛寺殿と浜名三河守某

鎌倉末期に得宗御内人であった浜名氏が、南北朝の動乱期にどのように対処したのかについては、実はよく分かっていない。宗家は、「吾妻鑑」に出る「浜名三郎」家であったろうが、鎌倉期に庶流家も分出していたと考えるのが自然である。例えば同じ三ヶ日町日比沢の後藤氏も、観応の擾乱の時に宗家の「壺岐守」家は没落し、庶流とみられる「能登守」家の子孫が存続して、のち室町幕府奉公衆に編入されている。¹⁶⁾

同じことが浜名氏にも出来たとしても不思議ではない。南北朝の動乱期には、遠江国でも得宗御内人でありながら、鎌倉北条氏に反旗を翻して蜂起した平姓吉良氏の実例もみられる。¹⁷⁾ おそらく浜名一族も、鎌倉幕府側と倒幕側に分かれて抗争したのではないか。しかし南北朝期の動乱を記録した軍記物である「太平記」(ただし將軍義満期の事

績には登場する。)や「梅松論」及び「源威集」には、浜名氏の軍事活動は全く記されていない。

僅かに康応二年(一二三九〇)二月、先述の大福寺と摩訶耶寺との本末相論が再燃した時に記されたと考えられる「大福寺住僧等申状案」に、天下争乱により諸国に逆臣が蔓延した時期の観応三年(一二三五一)七月五日、「金剛寺殿」が大福寺に参籠して願書を納めた、と記されるのみである。⁽¹⁸⁾この観応三年というのは、室町幕府が東西から南朝勢力の総攻撃を受けるといふ幕府発足以来の窮地の事態にあった。西方では、同年閏二月にいったん南朝の攻勢を受けて京都を離脱した義詮が、再び京都を奪還して五月十一日に南朝方の石清水八幡宮を陥れた。東方では同じ閏二月に、新田義興らが上野国で挙兵して鎌倉に攻め入り、尊氏は鎌倉を脱出した。のち武蔵国小手指原の合戦を経て、同国笛吹峠の戦いで尊氏は勝利して新田軍を駆逐した、という情勢であった。おそらく金剛寺殿は尊氏方に与し、南朝勢力を退けることを大福寺に祈願したのであろう。

この「金剛寺殿」は従来浜名清政に比定されている。すなわち江戸末期の文化元年(一八〇四)成立の「浜名記卷下」⁽¹⁹⁾が引用する、寛政十二年(一八〇〇)四月の奥書のある金剛寺「由緒」によると、文和二年(一二三三)に浜名左近大夫清政が近江国大津の三井寺僧を招いて天台宗の金剛寺を建立したと記す。高橋氏も「金剛寺過去帳」などを引用してこれを支持するが、左近大夫清政という官途名及び諱は一次史料からは確認できない。それでも金剛寺は浜名氏を檀那とする寺院として戦国期の文書にも登場するから(後述表2―9)、「金剛寺殿」とは南北朝期の浜名氏当主に比定してよいと考える。

この康応二年の大福寺と摩訶耶寺との本末相論は、先述の摩訶耶寺の舍利会に舞童を大福寺が派遣するように求めた時に、大福寺は摩訶耶寺の末寺ではないということであったん決着が着いたところであったが、今度は法会の着座の上下順で本末相論が再燃したものであった。この相論は摩訶耶寺が鎌倉府に持ち込んだものであったが、最近の朝

比奈新氏の研究により、鎌倉府御所奉行の佐々木氏が裁許しているらしいことが分かっている。⁽²⁰⁾ 朝比奈氏は続いて、鎌倉殿御分国でない遠江国の寺院間相論に、鎌倉府が関与してくる理由について、浜名氏の存在を指摘し、浜名氏の仲介により、摩訶耶寺が鎌倉府に訴えることができたのではないかと指摘している。

そうであれば、相論の他方当事者である大福寺が、やはり同じ浜名氏一族であり、京都將軍家に近侍している「金剛寺殿」の由緒を持ち出してきたとすれば、よく理解できるのではないか。

この「金剛寺殿」について高橋氏及び村田氏は、延文三年（一三五八）十二月十八日、義詮が將軍宣下を受けた記録である「宝篋院殿將軍宣下記」⁽²¹⁾に、義詮の御車に烏帽子・直垂・刀着用で随伴した武士のうちに「浜名三河守」とみえる人物が「金剛寺殿」であると比定している。浜名氏が將軍御車に随伴するのは鎌倉將軍家の故実を踏まえており、室町期に「浜名三河入道」と名乗る人物が登場すること（次章後述）を併せ考えると、「浜名三河守」が義詮の將軍宣下儀式に随身したという記述は信用してもよいと思う。

（二）加賀守入道仍海

貞治六年（一三六七）三月、將軍義詮が京都五条烏丸の新玉津島神社で催行した歌合三題九十九番に、「浜名加賀守入道沙彌仍海」が参加して、三首を詠じている。⁽²²⁾ この加賀守入道沙彌仍海は村田氏が指摘するように、鎌倉の「円覚寺文書」に出る「仍海置文」⁽²³⁾、及び「仍海寄進状」⁽²⁴⁾の発給者である仍海と同一人物とみてよいと考える。前者の内容から仍海が応長元年（一三一）八月二十二日生まれであること、後者の内容から仍海が応安五年（一三七二）二月十五日付で宝篋院殿（足利義詮）菩提の為に「武蔵国丸子保（神奈川県川崎市）平間郷内半分知行」地を鎌倉円覚寺に寄進していることが分かる。村田氏が指摘するように、⁽²⁵⁾この仍海は拠点を鎌倉に置く浜名氏であるとみられる。

仍海は鎌倉で義詮に仕えていたのだろう。義詮は、貞和五年（一三四九）十月に鎌倉を立て上洛して父尊氏に代わり政務を執った。仍海もこのとき義詮に随伴して京都に住み、和歌の名手であったので、新玉津島神社の歌合に参加したものと思われる。高橋氏は加賀守入道沙彌仍海を先述の三河守と同一人物とし、左近太夫清政にも比定する。主君の命により受領名を変えることは当時から実例もみられる。しかし貞和五年の「称名寺加賀国輕海郷年貢濟物結解状」²⁶に「浜名入道」が年貢を納入しており、村田氏は明確にしていけないが、筆者は仍海に比定する。おそらく仍海は加賀国輕海郷（石川県小松市）の称名寺領の代官を請け負う関係で加賀守を受領名としたのだろう。そうであれば観応三年の「金剛寺殿」（浜名三河守）とは別人とみるべきである。

（三）浜名朝経と五郎政信

至徳二年（一三八五）十一月、源五郎政信は、上野国蕨田御厨（群馬県桐生市）内の東村上村を円覚寺大義庵に寄進している²⁷。この寄進状の中で政信は、この所領は政信の父朝経が勲功の賞として拝領した土地であり、足利尊氏（長寿院殿）、足利基氏（瑞泉寺殿）、上杉憲顕（桂山大禅定門）及び両親のために寄進することを記している。この寄進状は鎌倉府奉行人の布施家連・清是清が裏書している²⁸。同年十二月二十六日付けで鎌倉公方足利氏満は、この政信の寄進地につき執行することを命じており、この御教書の記述により、政信が浜名五郎と名乗ったことが分かる。

つまり浜名五郎政信は、鎌倉に在府して鎌倉府に出仕していたのである。ただし先述の「吾妻鏡」の記述から、浜名氏嫡流の仮名は三郎と考えられるので、五郎を名乗る政信はその庶流らしいこと、この当時から源氏を称していたこと、「政」字を諱に入れることから、おそらく源三位頼政の後胤であることを当時から自称していたらしいことがうかがえる。政信の父朝経は、前節の加賀守入道仍海と同時代の人物とみられるが、同一人物かどうかは分からない。

おそらく両者は別人であろう。仍海は足利義詮近臣として紐帯が深く、義詮に随行して上洛・在京奉公したが、庶流である朝経は鎌倉に残り、義詮の弟基氏に仕える道を選んだのであろう。その子孫は鎌倉で鎌倉公方奉公衆に編入されたと考えられ、その子孫と思しい人物が戦国期に登場するが（第四章後述）、残念ながら史料上表れる鎌倉公方奉公衆には、浜名氏の名を見いだせない。³⁰⁾

三 室町期の浜名氏

（一）浜名詮政

貞治六年（一三六七）三月二十九日、後光厳天皇の在位中最初の歌会である「中殿和歌御会」に、將軍義詮が陪席したが、その警固の武士の中に「浜名左京亮詮政」が見えるのが浜名詮政の初出史料である。彼らは思い思いの直垂を着用して乗馬にも厚総を懸けて美を尽くしたと「太平記」第四十巻にも記されている。「詮政」の「詮」字は將軍義詮の偏諱であり、詮政が義詮の寵臣であることを示している。先述のとおり、浜名加賀守入道沙彌仍海も義詮近臣であったから、詮政は仍海の子であり、父のよしみで引き立てられたとみられる。

永和元年（一三七五）三月二十七日、將軍義満が初めて石清水八幡宮に参詣した時に、浜名左京亮（詮政）が近習として随行している。³²⁾

続いて詮政は、東坊城秀長の日記「迎陽記」に頻繁に登場する。「迎陽記」は、康安元年（一三六一）から応永十七年（一四一〇）に及ぶが、まとまった期間としては、康暦元及び二年（一三七九・八〇）と応永五・六・八年（一三九八・一四〇一）の、前後五年分の記事を遺すのみとなる。

康暦元年正月三日、將軍義満は、「浜名右京亮」(左京亮の誤り)を使者として二条邸に派遣して、七日の参内のことを検討させている。⁽³³⁾

同年閏四月二十日、將軍義満は、浜名備中守詮政に相模国村岡郷(神奈川県藤沢市)半分及び伊豆国三宅島の替地として、伊勢国安濃郡河辺郷(三重県津市)に散在する田畠と在家及び朝明郡霜野御厨(同四日市市)を宛て行い、五月二日付で伊勢国守護土岐頼康に沙汰付けしている。⁽³⁴⁾詮政は、それまで所持していた所領のうち鎌倉殿御分国に所在する領地を、近侍する義満に室町殿御分国内の領地に取り換えてもらったものと考えられる。後述のとおり詮政が土岐頼康の和歌会に参加して交誼を厚くしているのも、守護と円滑な関係を構築し、伊勢国内の新知行地の実効支配を図ったものであろう。

同年十一月二十三日、將軍義満が二条良基邸を訪問した際に「浜名」が随行しており、また使者を務めている。⁽³⁵⁾

康暦二年四月九日、義満邸で文談があり、東坊城秀長は浜名の申し出で罷り出る。同月十二日、秀長は浜名邸に向かい、一献供されたのち土岐頼康邸の和歌会に出席したところ、浜名も同席していたと記す。同月二十三日、二条良基は義満と斯波義将を自邸に招き、鳥合・百首続歌・音楽などを催行したが、義満随伴の近習の筆頭に「浜名備中守」が記され、「詮政」は二首を詠じている。⁽³⁶⁾

五月十一日、土岐頼康邸で催行された歌会に、「浜名備中守」が参加している。⁽³⁷⁾

六月二十三日、將軍義満の読書始めが行われ、舟橋良賢が花の御所にて論語を読む。これは前日浜名備中守詮政を使者として將軍御教書が出されたもので、当日も詮政が取り次ぎを務めた。⁽³⁸⁾

六月二十五日、義満は日吉神輿仮殿に参拝してのち北野社に詣でたが、秀長は昨夜、浜名備中守を使者として随行するように求められて、俄かに出仕したという。⁽³⁹⁾

八月一日、秀長は「孟子」一部を書写し、義満に贈り、練絹一重・杉原十帖を下賜されたが、これは浜名備中守が取り次いだという。⁽⁴⁰⁾

詮政は父仍海と同様に歌人としても優秀で、後円融天皇の勅命で至徳元年（一三八四）撰進の「新後拾遺和歌集」に二首、後花園天皇の勅命で永享十一年（一四三九）撰進の「新統古今和歌集」一首が入選している。⁽⁴¹⁾

このように詮政は、將軍義詮及び義満の近習として、儀式に随行し、使者や取次を務め、歌人としても優秀であったことが認められる。

詮政の仮名は分らないが、官途名は左京亮であり、康暦元年正月から閏四月の間には受領名の備中守と改めている。室町期の武士のライフサイクルは、十歳代前半で元服して仮名を名乗り、十歳代後半から二十歳代にかけて初任官を果たして律令制官途名を名乗り、二十歳前後に嫡子を得る。⁽⁴²⁾ この嫡子が初任官を果たす二十歳頃にはその親は四十歳代となる。当時は初任官の官途名はほぼ家例となっていたから、混同を避けるために親は別の官途名や受領名に改める。浜名氏の場合は初任官の官途名が左京亮（のち兵庫助）、受領名が備中守である。仮に詮政が康暦元年に四十歳と仮定すると、暦応三年（一三四〇）の生まれとなり、仍海三十歳の時の子と推定できる。

ところで康暦三年（一三八一）正月七日、將軍義満が朝廷の白馬節会の儀式に外弁上首の役を勤めたとき、衛府役人として「浜名備中四郎」が随伴している。続く十三日、義満が参内した時も衛府役人として「浜名四郎」が随行していることがいずれも「花宮三代記」に記される。⁽⁴³⁾

この浜名備中四郎について、高橋氏・村田氏及び浜名敏夫氏のいずれも詮政に比定するが、先述のとおり室町期の武士の名乗りからみて、受領名を名乗るようになった者が仮名で呼ばれることはありえない。「備中四郎」は詮政とは別人と考えるべきである。そして「備中四郎」というのは、父親が備中守で、その男「四郎」という意味であるか

ら、詮政の子とみるべきである。後述のとおり詮政の嫡子は満政とされるので、備中四郎は満政と考えられる。⁽⁴⁾

(二) 浜名満政

浜名満政の諱が確認できるのは、大福寺文書のうちの「瑠璃山年録残篇」である。この記録は三月会・五月会の頭役のことを延慶三年（一一三〇）から暦年で記した断簡であるが、明徳二年（一一三九）以降、記載内容が山内の諸行事及び造作に係る費用や寄進者などを記すことに変容している。その応永二十四年（一四一七）の条に、

【史料一】

経堂・塔緑色船形大全作料式貫文

同三十番神大全奇進⁽⁵⁾

銘浜名四郎左衛門尉満政振筆

と記される。⁽⁴⁾この史料は、高橋氏以来応永二十四年に大福寺経堂に祭られる三十番神像を浜名満政が寄進したと解されてきた。この解釈は難しいが、筆者は寄進された三十番神像に浜名満政が彩色したという銘文があったこと以上の意味を持たず、かかる三十番神像の完備品（大全）が応永二十四年に誰かにより寄進されたということを表すのだと考える。

続いて高橋氏は、永享十年（一四三八）八月十五日に石清水八幡宮へ奉納された百首の和歌のうちの「満政」名の「瀬月」「古郷月」「月前鶉」を歌題とした三首、同十一年（一四三九）に石清水八幡宮へ奉納された百首の和歌のうちの「満政」名の「鶉川」「遠恋」「寄獣恋」を歌題とした三首、及び永享十三年（一四四一）に松尾社へ奉納された百首の和歌のうちの「満政」名の「夏月」「旅」を歌題とした二首の、いずれも浜名満政に比定し、村田氏もこれを

支持する。

しかし浜名敏夫氏が指摘するように、この和歌はいずれも赤松満政が詠んだものとするのが正しい。赤松満政は、播磨赤松氏一族の大河内赤松氏の出自で、將軍義教の時代に近習として權威を振るい、かつ文芸活動でも早くから室町殿和歌会に参加するメンバーで、「新統古今和歌集」にも一首入選している歌人でもあった。⁽⁴⁶⁾

そうすると満政の確実な史料は、先述の年代不明の「四郎左衛門尉満政」の銘文のみとなる。前節のとおり康暦三年正月に出仕した「備中四郎」を満政に比定できる。この頃に詮政から満政に代替わりがあり、満政が幕府に出仕したと筆者はみる。そして満政は備中四郎から四郎左衛門尉の官途を名乗り、続いて備中守の受領名も名乗るが、応永九年（一四〇二）に死去するか隠居するかして、満政の嫡子持政に代替わりしたと考える（次節参照）。満政の「満」字は將軍義満からの偏諱とみてよい。

（三） 浜名持政

応永九年四月十五日、管領畠山基国は、浜名備中守詮政の申し立てにより、伊勢国河辺郷及び霜野御厨を押領する者の排除を、伊勢国守護土岐康行に命じる御教書を出している。⁽⁴⁷⁾

【史料2】 室町幕府御教書案 神宮文庫所蔵氏経卿引付

浜名備中守詮政^(マ)申伊勢国河辺^{河辺大掾跡散}在田畠^{在家}同国霜野御厨事、申状具書如此、早退押領人、可被沙汰付詮政代之由所被仰下也、仍執達如件、

応永九年四月十五日

^(畠山基国)
沙弥在判

土岐大膳^(康行)大夫殿入道殿

【史料3】 浜名持政寄進状案 神宮文庫所藏氏経卿引付

寄進 浜名殿寄進状案

伊勢国朝明郡内霜野御厨或号岩事
田御園

右所者、代々相伝当知行之本領也、雖然且為神領上、依有殊敬信、相副 御判御教書等証文、奉寄進太神宮者也、
仍言上如件、

応永九年九月十六日

持政在判

ここに出る「詮政」を、高橋氏以来字義通りに解釈して、詮政が応永九年まで存命していたと述べる。しかし先述のように詮政の推定生年は元徳二年であり、応永九年には七十三歳となる。考えられない長命であるとはいえないが、後述の史料「梵燈庵主返答書」に記されるように、詮政の最終的名称は「浜名備中入道（法名）」で、晩年には入道していたと考えられることから、この「浜名備中守」は詮政でないと考える。当該文書が案文であることを併せ考えると、この「詮政」は「満政」の誤記とするのが相当である。

ところが満政が幕府に管領御教書を発給してもらい、伊勢国守護土岐康行に働きかけても、押妨人を排除できず、霜野御厨の実効支配は成就しなかったらしい。同年九月十六日に浜名持政は同御厨を伊勢内宮に寄進している。^⑧ 同年四月から九月の間に満政から持政への代替わりがあったとみるべきである。

応永二十四年五月十八日、持政は足利義満の近習である朝山師綱（出家して梵燈庵と号す）と連歌の発生と展開、歌の風体などについて問答した記録を贈られた。持政は当時兵庫助の官途名を名乗っていたが、この記録を書写して秘藏した。以下、関係箇所を抽出する。

【史料4】 梵燈庵主返答書^⑨ 神宮文庫所藏

（前略）^{（持政）}武庫又天性器用、諸人存知の事也、されとも、いまた最上の所にはいたらす、凡依有親近、愚意の趣、連々諷諫申者也、真実幽玄の堺に入るといふ事は、我とあきらむる事なからんとは、いかかあるへき、たゞよくく、一心をしつめて修行あらは、なとか自然発明の位にもいたらさむ、猶々殊勝く、（中略）

（奥書）
私云

右此本ハ他乃一見にも及事ありかたしといへとも、浜名備中入道之孫兵庫助持政、子細あるによりて此本をうつして相伝し畢、其本をもて又是を書写而已、すへて外見あるへからざる者也、

応永卅一年二月 日書之、

右筆甚阿^{行年廿四年}

この奥書に浜名持政を孫とする「浜名備中入道」は、先述のとおり詮政に比定されよう。

応永二十九年（一四二二）三月一日、八朔の祝いに諸大名が將軍義持と御台所日野榮子に獻物をした際に、「浜名兵庫助」が進物名簿作成の執筆役を勤めているが、これも持政であろう。⁵⁰

永享五年（一四三三）二月十一日、將軍義教は、北野社で一日一万句の連歌会を催行した。この連歌会の会衆を見ると、將軍義教が座主を務めた第一座の座衆の内に、持政が在席し二首を詠じていることが分かる。⁵¹持政は將軍義教の近習であり、連歌の上手であったゆえの列席であろう。

永享九年（一四三七）十月八日、持政は、大福寺に対して、「長生院殿」の先例に任せて、山内の十二神への岡本郷からの寄進米を受け取るように奉書を下している。⁵²長生院殿とは先代満政の院号であろう。

嘉吉二年（一四四二）九月二十四日、幕府奉行衆である飯尾美濃守貞元らを願主とする連歌会の勧進が、北野社で

催行され、会衆として「浜名備中」こと持政が参加している。⁽⁵³⁾ 応永三十一年（一四二四）から嘉吉二年の間に兵庫助を備中守に改めたのであろう。

嘉吉三年（一四四三）六月十八日、飯尾貞行邸にて、先月横死した布施民部太夫貞基の子の弔いのための百韻連歌を張行した会衆のうちに「浜名備中入道」の名を見る。この時までには持政は出家したのであろう。⁽⁵⁴⁾ 同年十二月九日、布施貞基邸において夢惣連歌会二百韻が催行され、会衆に「浜名備中入道」の名が見える。⁽⁵⁵⁾

文安元年（一四四四）三月六日、室町御所にて、老衆と若衆の二手に分かれて勝負の連歌十五句が詠まれ、「浜名備中入道」が採点したという。⁽⁵⁶⁾

文安三年（一四四六）三月、大福寺に仏名経を書写して奉納している「備中守」も持政であらう。⁽⁵⁷⁾ 備中入道でないのは出家以前に写経したものを、この年に奉納したと解しておきたい。

ところで奉公衆の編成名簿は複数現存するが、このうち「幕府番帳案」は、文安戊辰年（五年・一四四八）に作成されたものである。その五番衆に「浜名備中入道 浜名兵庫助」が記される（表1-1「文安」）。続いて奉公衆部分が宝徳二年（一四五〇）から享徳四年（一四五五）までの成立とされる「永享以来御番帳」にも五番衆として「浜名備中入道 浜名兵庫助」が記される（表1-1「永享」）。

表 1-1 番帳にみえる浜名氏・大屋氏一覽

史料名	史料の記述	成立年代
永享	二番 大屋修理亮 五番 浜名備中入道 浜名兵庫助	一四四八
文安	二番 大屋伊豆守 五番 浜名備中入道	一四五〇～一四五五

この備中入道が持政で、兵庫助がその嫡子某に比定される。この記録から持政は少なくとも宝徳二年までは存命していたことになる。

そうすると宝徳二年七月九日、飯尾肥前守邸で開催された月次連歌に会衆として参加し、「露よりも一葉涼しき木陰哉」と付句をした「浜名備中守法育」^⑧は、持政の入道号とみてよいだろう。

宝徳三年（一四五二）四月、文安四年（一四四七）の台風で損壊した摩訶耶寺の仁王堂を造営した際の棟札に、「当檀那備中守沙弥法育謹書」^⑨と記したのも持政ということになる。これが持政の終見史料となる。

連歌師心敬は応仁二年（一四六八）に著した「ひとり言」に、応永頃から応仁二年までの連歌の達人の一人に「浜名備中法育」を挙げる。^⑩要するに持政は、將軍義教の奉公衆として在京奉公しながら、連歌の達人として後世に名を留めたのである。

（四）浜名三河入道

実は、満政・持政と同時期に、もう一人の奉公衆浜名氏がいる。高橋氏及び村田氏は触れていないが、浜名敏夫氏

が掲出する「蔭涼軒日録」長享三年（一四八九）五月十二日条に、故將軍義尚の遺骨を高野山に納骨することについての先例を、蔭涼軒主亀泉集証が高野山安養院雜掌に調べさせて提出させた文書十一通のうちの一つに次のように記される。

【史料5】蔭涼軒日録 長享三年五月十二日条⁽⁶³⁾

養徳院殿御遺骨一分事、任代々由緒、被納当寺、々々自遣 公方可有御下知者也、為先支証内状如件、

応永廿五年五月廿二日

沙彌判浜名三河入道

沙彌判朝倉備後入道

安養院侍者御中

ここに出る「養徳院」というのは、將軍義満の同母弟の足利満詮である。満詮が応永二十五年（一四一八）五月十四日に死去したことに伴い、將軍家の先例に従い、高野山に納骨することを事前に安養院に知らせたもので、連番に劣後して署名をしている朝倉備後入道とは、先述の「幕府御番帳」五番に載る幕府奉公衆である。朝倉備後入道の本貫地は三河国であるが、伊勢国保々御厨を所領していた。⁽⁶⁴⁾ そうすると朝倉備後入道の上位に位置する浜名三河入道も奉公衆とみてよい。続く永享六年（一四三四）六月二十五日、三宝院満済が北野社にて夢想連歌を張行した際の將軍義教の隨身として「浜名三河」の名を見る⁽⁶⁵⁾（【史料5】の浜名人道の子力）。ただし「幕府御番帳」には所見がない。おそらく浜名三河入道は、先述の浜名三河守某（金剛寺殿）の嗣子であつたが、その子孫は断絶したため、文安五年以降成立の番帳には載せていないものと考えておきたい。

(五) 浜名支族大屋氏

前節の表1—1の奉公衆各番帳の二番衆に編入されている大屋氏は、高橋氏の研究以来、浜名支族とされている。その根拠は、江戸前期成立の系図史料「浜名之系譜」⁶⁶である。同系図は、大屋氏が戦国期に浜名氏から分立したことで、大屋氏も源三位頼政の嫡子仲綱の受領名であるから、大屋氏も浜名氏と同様、頼政後胤を室町期から自称していたと解釈できる。また現在も浜松市浜名区には大屋姓が多く見受けられる。⁶⁷これらから、大屋氏が浜名神戸出自で浜名氏支族である可能性は高いとも考えられる。しかし室町期及び戦国期を通じて大屋氏に係る古文書や古記録は管見の限りは見えず、大屋氏の動向は浜名氏以上に不明であり、今後の研究課題である。

四 戦国期の浜名氏

(一) 浜名兵庫助と浜名政明

持政の次代は、表1—1の「永享番帳」に表れる浜名兵庫助である。残念ながら兵庫助の諱が分かる史料は管見の限らない。仮に「永享番帳」が作成されたと考えられる一四五〇年から一四五五年に二十歳と仮定すると、生年は一四三一から一四三六年で、応仁・文明の乱が始まった応仁元年（一四六七）には三十歳前後の壮年期となり、兵庫助の次代である三郎政明の初見史料である長享元年（一四八七）には五十歳半ばとなる。

応仁・文明の乱前後の、兵庫助を含めた浜名氏の動向を記す史料は管見の限り見当たらないので、同時期の浜名神

戸周辺の動向を概観する。

浜名氏の本貫地である浜名神戸地域の「浜名御厨」に対し、寛正三年（一四六二）十月、伊勢神宮祭主荒木田氏経らは、守護斯波氏が半済と称して神役を果たしていないという濫妨をしていると訴えている。⁶⁸ 続いて神宮祭主は、浜名神戸一円の代官職を堀江小猿丸に任せていたが、文明三年（一四七二）分の十五貫文の年貢を抑留しているとして、文明七年（一四七五）四月に祭主雑掌が幕府奉行所に訴えている。代官職を請け負った堀江小猿丸は遠江国守護斯波氏被官で、黒山城（堀江城に比定）に居た堀江氏一族とみられる。さらに文明十四年（一四八二）の浜名神戸検畠日記の存在から、神戸内は地域的・所職的に細分化されながらも、なお伊勢神宮は引き続き神戸内の上分物の収納に執着したことがうかがえる。⁷⁰ かかる伊勢神宮と守護斯波氏という上位権力の圧力の下では、地頭浜名氏が神戸内での実効支配を拡充・浸透させることは困難であったろうことが想像できる。

表 1-2 番帳にみえる浜名氏・大屋氏一覽

史料名	史料の記述	成立年代
長享	五番 遠州浜名三郎政明	一四八七
明応	二番 大屋伊豆守	一四九二

長享元年九月、將軍義尚が近江の六角高頼征伐のために動員した名簿の中に、奉公衆五番衆として「遠州浜名三郎政明」の名がみえる（表 1-2 「長享」）。政明の「政」字は前將軍義政の偏諱とみられる。いまだ三郎の仮名のみであり、官途名を名乗っていない。おそらく十五歳前後の若年であったろう。この少し前に兵庫助から家督を相続したのだらう（兵庫助の晩年の子か孫であろう）。

ところがこの後の明応元年（一四九二）五月、將軍義材の河内出陣頃に作成された名簿である「東山殿時代大名外

様附」に政明の名は記されない（表1—2「明応」、ただし浜名氏支族とされる大屋氏の名はみえる）。

長享元年（一四八七）十一月、駿河国では伊勢宗瑞が小鹿範満を滅ぼして国中が戦乱になったとされ、同じ三ヶ日の日比沢を本領とする奉公衆の後藤親綱が同年十二月に国元に戻っていることから、政明も同時期に浜名神戸に帰ったのであろう。ただし親綱は翌年の長享二年（一四八八）四月に再び上洛しているが、政明は戻らなかったとみられる。神宮祭主家からの要求や守護斯波氏代官の違乱に対応するために、在地支配に専念したのだろう。

明応三年（一四九四）八月、駿河今川氏の客将伊勢宗瑞が、遠江に侵攻を開始した。そして明応六年（一四九七）には遠江中部を掌握し、文亀元年（一五〇一）には、遠江国蔵王城（袋井市鷲巢の久野城に比定）及び堀江城（浜松市中央区館山寺町）で戦闘があった。

同年十二月、斯波氏被官堀江為清は、金剛寺に対して、「御所」（斯波義敏カ）の要望により金剛寺の借錢（寺領に賦課された公方年貢の滞納カ）を新たに寄進するかたちで免除する判物を出している（表2—1）。文中に「以後於浜名之名字（寺脱カ）不可有違乱之儀候」の文章は解釈が難しいが、金剛寺檀那は浜名氏であるから、浜名氏が守護斯波氏に愁訴して金剛寺の借金を免除してもらい、今後浜名氏名字の寺として違反することのないようにと守護奉行人から命じられた、ということだろうか。そうするとこの時期、浜名政明は斯波氏に従属していたとみられる。

ところが駿河今川氏は、永正三年（一五〇六）八月、伊勢宗瑞をして今度は三河に侵攻した。このような遠江・三河の争乱に、遠江国内の国衆らは、改めて守護斯波氏か新興勢力の今川氏のいずれに服属するか、去就を明らかにすることを迫られたと考えられる。浜名氏は斯波氏を離れ、今川氏に与することとしたらしい。後世の編纂物であるが、「三河物語」には伊勢宗瑞が三河侵攻に際して引率した軍勢の中に「浜名」が記される²³。これを裏付けるのが「大福寺古按」の某年五月二十八日付の今川氏親感状である²⁵。宛名は大福寺の坊舎の一つ灯明坊で、五月二十四日の伊奈要

表2 戦国期浜名氏関係文書一覧

文書番号	年月日	文書名	差出人名	宛所・脇付	所収文書・写本名	出典	一部内容
1	文亀1.12.□	堀江為清判物写	堀江三郎左衛門尉為清	金剛寺 参	大福寺古按写	戦今-149	於浜名之名字不可有違乱之儀候
2	永正10・12.26	浜名政明寄進状写	備中守	賛代百姓両人所	夏目文書	静7-597	賛代八王子神田之事
3	永正12.8.21	浜名政明寄進状写	源政明	大福寺衆中	大福寺文書	静7-619	岡本郷司監名之事
4	永正□9.□	浜名政明寄進状	備中守政明	大福寺	大福寺文書	静7-761	依為代々名字寺
5	大永5.3.吉	浜名政明寄進状	備中守政明	大福寺年行事参	大福寺文書	静7-857	当代政明為菩提
6	大永6.12.26	浜名政明年貢算用状	成繁	御城まいる人々御中	大福寺文書	静7-955	三郎殿様まいる御使
7	天文8.5.吉	浜名政明判物写	前備中守入道成繁	金剛寺 参	大福寺古按写	静7-1495	於末代可為御門流之寺候
8	天文13.11.18	大福寺領目録案	衆議	—	大福寺領	静7-1700	盛繁御寄進田地之事
9	永祿1.12.17	今川氏真判物写	氏真	金剛寺	大福寺古按写	静7-2669	為当寺檀那間、浜名兵庫助爾
10	永祿3.12.11	今川氏真判物写	氏真	後藤亀寿殿	藩中古文書	静7-2866	右、雖為浜名知行有由来
11	永祿6.3.朔日	今川氏真判物	上総介	酒井左馬助殿	保坂潤治氏所蔵文書	静7-3113	浜名備中守・同子三郎・惣右兵衛尉証文
12	永祿7.10.21	今川氏真朱印状写	—	大沢左衛門佐殿	大沢文書	静7-3245	今度浜名三郎爾令扶助
年次未詳文書							
文書番号	年月日	文書名	差出人名	宛所・脇付	所収文書・写本名	出典	一部内容
13	□.3.26	浜名政明書状	備中守	—	大福寺文書	静7-454	以前田原仁当神戸中知行之時
14	□.8.9	玄三書状写	玄三	浜名三郎殿参御宿所	大福寺文書	静7-460	就幡教寺棟別之儀
15	□.8.10	玄三書状	玄三	幡教寺御衆中	大福寺文書	静7-461	納豆・御樽雪斎へ令披露候
16	□.7.20	浜名政明書状写	政明	左京亮殿	大福寺古案	静7-858	誠一乱以来、寺家之事者
17	□.7.20	浜名政明書状写	兵庫助政明	大福寺年行中御報	大福寺古案	静7-859	心源法初当寺へ、下地一段寄進
18	—	浜名政明書状写	—	賀 修理亮殿ほか3名	大福寺古案	静7-860	心源法初より大福寺へ寄進
19	□.12.晦日	浜名政明書状写	兵庫助政明	正碩入道殿	大福寺文書	静7-861	殊已前者、寄進之儀二付て

※「静岡県史資料編」は、「静＋巻数＋文書番号」で表記し、「戦国今川氏遺文」第一巻（東京堂出版、2010年）は「戦今＋文書番号」で表記している。

害を攻め落とした際に、酒井弥七とともに虎口で奮戦したことを賞している。この伊奈要害とは、三河国の今橋から岡崎へ向かう東海道沿いに位置する伊奈城（豊川市伊奈町）とみられ、酒井は浜名氏家臣と考えられる（第三節後述）。大福寺は檀那浜名氏の要請で、僧兵か陣僧を動員したのであろう。

浜名氏がかかる軍役を負担していたにもかかわらず、今川氏は浜名神戸全域を今川氏御料所とした上で、三河国衆である田原戸田氏に預け置くことにしたらしい。後年政明に「田原に当神戸中知行」（田原戸田氏が浜名神戸一円を知行した）と言わしめるほどだったのである。永正四年（一五〇七）四月以前に大福寺の位置する北原御蘭内の北原山（比定地不明⁽⁷⁶⁾）が、戸田氏代官の濫妨に遭っている。この相論は、永正五年（一五〇八）八月に大福寺が元の寺号播教寺に戻り、今川氏親から北原山を新寄進される判物が出たことで落着いたらしい。⁽⁸⁰⁾

同年四月、伊勢大宮司祭主大中臣則長の子が遠江国「浜名庄」にいたことが中御門宣胤の日記に記されている。⁽⁸¹⁾戸田氏が浜名神戸の代官支配に乗り出したのを聞き、神役年貢取納確保のために、祭主が実子を浜名庄（浜名神戸の地域）に派遣して管理監督させたのだろう。政明自身が「代々名字之寺」（表2―4）と記す由緒がある大福寺の寺領支配に関与できたのは、今川氏が戸田氏と断交した永正六年（一五〇九）以降のことであろう。こののち政明は、時期は不明だが三郎から兵庫助の官途を名乗るようになる。

某年七月二十日付で兵庫助政明は大福寺に書状を遣わし、心源法初が大福寺に寄進した下地一反につき、左京亮家臣の仙波藏人という者が理由なく寺家の者を排除して耕作していることを非難し、下地のことは「めんめん方」（在地有力地侍衆）にも申し付けたので、奉行から寺家に渡されること、藏人の成敗は左京亮へ厳しく申し下したので、嚴重な処分がされるであろうと述べた（表2―17）。この事件については関係文書がほかに三通あり、三通とも久保田昌希氏が詳しく解説している。⁽⁸²⁾それによると、政明は（久保田氏が「めんめん方」とみなす）賀□（茂）修理亮は

か三人に対して、万が一今後再び蔵人が押入り乱暴したときは、若衆を派遣してかの下地を取り戻し寺家へ渡すこと、蔵人の成敗は厳しく左京亮に申し入れるよう、いずれも覚悟することを書いてある(表2―18)。そして左京亮へは、蔵人の下地への押入りは違法であるから大福寺へ還付すること、蔵人を処分することを申し入れている。さらに続けて政明は、「二乱」(明応から永正期の遠江国の戦乱であろうか)以来、寺家をもとのように再興することは各々が心得ており、取り分け政明は寄進・助成をしなければならぬのに、それができずにもつてのほかであると自省した上で、この下地は法初へ政明から申し入れて寄進するものである。このことをよく心得られたいと結んでいる(表2―16)。この「左京亮」について、三ヶ日後藤氏のことであると説がある⁸⁴⁾。しかし久保田氏が説くように、「左京亮」は政明と同格の浜名氏一族とみるべきである。先述のとおり政明の先祖である浜名詮政の官途名が左京亮であるから、詮政の子孫のうちの庶流が浜名神戸で在地支配をしてきたのであろう。政明は宗主の立場から一族の左京亮へその家臣の処分を指示したものとみられる。しかし久保田氏は、政明は左京亮に対して政治的優位な立場におらず、在地に生じた紛争を独自に解決できなかったとする。従うべきであろう。

永正十年(一五一三)十二月、政明は、浜名郡贄代(三ヶ日町鶴代)の八王子社に対して神田を寄進している。これは先代以前が寄進した神田が塩入りの為に収穫ができず、神事が催行できないことを地下人が訴えたため、新たな下地を寄進したものである(表2―2)。このとき既に政明は、官途を兵庫助から備中守に改めていた。

永正十二年(一五一五)八月、政明は大福寺に浜名神戸内の岡本郷の年貢を寄進している(表2―3)。

また案文であつて年数字を欠くが、永正某年九月、政明は既に寄進した田地を大福寺に安堵するとともに、新たに田地を寄進し、その先祖供養のための勤行と、戦時の陣参を務めることを命じる寄進状を出している(表2―4)。この寄進地につき大福寺の寺坊灯明坊と瑠璃坊は、連署で政明に従属する地侍とみられる賀茂某へ、懈怠なく勤める

旨の請文を出している。⁸⁵ これも戸田氏が浜名神戸から撤退したとみられる永正六年以降のものであろう。

大永二年（一五二二）五月、連歌師の柴屋軒宗長は北国に向けて駿河を旅立ち、途中浜松荘で逗留したが、山崎（浜松市中央区雄踏町）から引佐・細江方面へと舟を漕がせ、浜名備中守館において、一日連歌会を催し、それから姫街道を経て本坂峠を超えている。⁸⁶ おそらく政明が宗長を招いたものだろう。この館は現在の佐久城であるとされる⁸⁷が、現在の城郭遺構は天正期のものである。

大永五年（一五二五）三月、政明は浜名神戸岡本郷内の畠地で、年貢納入を懈怠し、駆落ちした名主新四郎分を政明自身の菩提のため大福寺に寄進している（表2―5）。

大永六年（一五二六）十二月、政明は大福寺領内で伊勢神宮へ納付する年貢の算用状を注進した（表2―6）。この中で政明は成繁を名乗っており、既に出家して入道号を称していた。宛名は「御城まい人々御中」とあり、この城とは宇津山城と解されている。⁸⁸ 宇津山城には今川氏より城代として長池九郎左衛門尉親能が置かれていたので、政明は当該算用状を今川氏に提出しているのである。また文中に「三郎殿様まいる御使」と記す三郎とは、代々の浜名氏当主の仮名であるから、政明の後継者とみられる。既に隠居して家督を譲っているので、三郎に敬称を付しているものと理解しておきたい。⁹¹

政明の終見史料は、天文八年（一五三九）五月の金剛寺宛の置文である。既に備中守の受領名を辞官しており、「前備中入道成繁」と署名している（表2―7）。内容は金剛寺を今後同一門派の寺院として子々孫々堅く申し付けるといふものである。⁹² 長享元年の初見史料から既に五十年を経ており、政明は六十歳半ば以上の年齢であったと考えられる。これより程なくして死去したものであろう。⁹³

(二) 浜名兵庫助

政明の次代の三郎(のち兵庫助)についての一次史料はほとんどない。

年未詳であるが、今川氏の奉行人と考えられる玄三が、八月十日付で浜名三郎宛に送った書状が「大福寺古按」に残されている(表2―14)。⁹⁴

この書状の中で玄三は、播教寺の棟別役について使者を頂いたが、宇津山城が定めた人数以外は、賦課台帳から除かれていること、取り分け陣夫役については、浜名三郎が軍陣に加わるとき以外は使役できないことは、今川氏当主の判物にも記されていることであるから成り難いことを理解されたい、と述べている。これに続くと思われる文書が「大福寺文書」にあり、八月十日付で玄三が播教寺衆徒中宛に、方等坊を通じてこの春に奉行所に申し立てた棟別役のことは、衆徒の申し立てた通りに宇津山城への人数以外は免許することと落着したこと、陣夫のことについても浜名殿にも申し遣わしたので、安心してほしいことを述べている(表2―15)。

この二つの文書の年代比定であるが、後者の書状に「雪斎」へ播教寺からの贈物の披露をしたことが触れられている。そしてこの雪斎とは今川義元の家宰太原崇孚雪斎和尚に比定されるから、雪斎が政務に預かるようになった天文五年(一五三六)以降である。また玄三の名前は「大福寺文書」中の「福島助昌書状」にも表れるが、福島助昌は天文十三年(一五四四)九月に駿河国静居庵に同国伊太村田畠等を寄進している。⁹⁶これらの根拠から当該文書は天文五年以降の天文十三年前後に比定できる。なお後者の文書の宛名が播教寺となっているが、実はこれ以前に播教寺は大福寺に寺名を復している(表2―3参照)。今川氏奉行人がもとの寺号の播教寺を用いるのは、既に今川氏親の判物が播教寺宛名で出されているためであろうか。

天文十三年十一月、大福寺は浜名氏先代の成繁(原文は「盛繁」とするが誤記とみられる)寄進地を含む寺領目録

を作成している(表2―8)⁽⁹⁷⁾。目録の末尾に、この年貢分(盛繁寄進分)は去年から「御城(宇津山城に比定)」へ取り上げられた分ですが、いつでも謝罪を申し上げますので、剰余分でもあれば寄進していただきたい、と述べている。今川義元は天文十二年(一五四三)頃から三河侵攻を企図しており、同十三年には具体化した時期もあった。⁽⁹⁸⁾この軍事行動の準備として、三河・遠江の境目の城である宇津山城に軍事供用米を備蓄するため、大福寺の年貢を徴収したのである。これに浜名氏が関与したことを示す史料はない。

三郎は永禄元年(一五五八)以前に兵庫助の官途を名乗る。永禄元年十二月十七日、今川氏真は、金剛寺の南隆和尚に安堵の裁許を下している(表2―9)。これは金剛寺住持の地位と寺領の相論であつたようで、法祖一巨という僧が金剛寺と問答に及び、相論となつたため、氏真は金剛寺檀那の浜名兵庫助と一巨を再三駿河の奉行所に召喚した。しかし彼らが応じないので、式目に従い相論するまでもなく、南隆勝訴の裁許を下した。そして今後は今川氏の祈祷所として南隆を先代延宝の法嗣と認め、寺領も師檀のことも以前のとおりとするというものである。⁽⁹⁹⁾金剛寺は「縁起」(第二章第一節参照)によると、明応二年(一四九三)に浜名氏が尾張国緒川(愛知県知多郡東浦町)の乾坤院から亭陰慶泉和尚を招いて、天台宗から曹洞宗太源派に改宗させたとしており、以後禅宗寺院となつたという。おそらく同じ法系に属する僧侶のうち、兵庫助が個人的に帰依した一巨を菩提寺住職に据えようとして、金剛寺衆徒の反対に遭つたことであろう。この年の十二月十二日には、金剛寺は今川氏真から諸役免除の朱印状が下されており、⁽¹⁰⁰⁾金剛寺は今川氏が直接支配するところとなつていた。こうして浜名氏の浜名神戸内での実効支配は失われていたのである。

(三) 浜名三郎

桶狭間合戦で義元が戦死すると、その戦場に居たにもかかわらず、主君を討たれて生還することで面目を失った遠江・駿河国衆の多くは、代替わりをしている。浜名氏もその例に漏れず、家督は兵庫助からその子と思しい三郎に譲られたらしい。

永禄三年（一五六〇）十二月、今川氏真は日比沢の後藤亀寿丸に対して、松葉崎の所領を安堵している（表2―10）。この松葉崎は現在の三ヶ日町釣のうちに、奥浜名湖に面する海路の要衝である。松葉崎は文中で「浜名知行有由来」と記される。つまり松葉崎は以前浜名氏が知行していた歴史があるとして、浜名氏が領有権を主張したが、「増善寺御判形」つまり今川氏親の所領安堵の判物が後藤氏に出されている以上、後藤氏の知行地であることを認めるといえるものである。^(四)後藤氏は当主の九郎真泰が桶狭間で戦死しているということもあり、後藤氏の勝訴に終わったとみられる。

永禄六年（一五六三）三月、今川氏真は酒井左馬助にその祖父弟孫次郎の遺領を安堵している（表2―11）。この孫次郎遺領というのは、以前今川義元、浜名備中守政明及びその子三郎と、酒井同名字の惣右兵衛尉の証文が出ており、^(五)一時的に酒井惣右兵衛尉に預け置かれていたらしい。しかし惣右兵衛尉が左馬助に対して違反があれば、左馬助の給分のみを切り離して別人に支配させるといふ内容であり、おそらく惣右兵衛尉が左馬助に対して年貢未進などの違反があったので、左馬助の訴えを認め、左馬助の給分を安堵したというものである。

酒井左馬助及び惣右兵衛尉のいずれの名も、管見の限りでは他の今川氏文書に所見がない。しかし、今川氏親の正室寿桂尼の付人の武士に、酒井惣左衛門という者がいた。惣左衛門は安部郡菖蒲谷（静岡市昭府町）に土地を買得しており、駿河に在住していた。^(六)左馬助の給分にも安部郡のうちの夫丸（陣夫・伝馬役などを徴発・使役する権利）が

あるため、その近親者とみられる。駿河に所領を持つ酒井氏に、遠江国衆の浜名氏が証文を出す理由を考えると、おそらく酒井氏は以前浜名氏の寄りが同心で、先述の永正年間に灯明坊に出された氏親感状に証人として表れる酒井弥七の係累の者と考える。浜名政明と三郎の証文が発給されたのは、政明が備中守の受領名を名乗っていた大永六年以前の頃とみられる。この氏真の措置は、国衆に服属していた地侍層の直臣化を図る施策の一環とみられるが、浜名氏には不満が残るものであったろう。

永禄七年（一五六四）十月、今川氏真は浜名郡尾奈郷（三ヶ日町尾奈）を浜名三郎に給付するに際し、堀江城の大沢基胤に、同郷内の取り分を認める判物を出している（表2―12）。この尾奈郷（尾奈御厨が郷村化したものか）は以前三河国衆で、宝飯郡伊奈城主本田助太夫に給付された時と同様とするものである。本多助太夫は永禄六年十二月、いったん氏真に従属していたが、永禄七年十月以前に再び松平（徳川）家康に従属するようになったと推定される。三郎はその間隙を衝いて、氏真に尾奈郷の給付を願い出て、それが許されたのであろう、既に家康は三河の大半を平定し、家康による遠江国への侵攻が開始されるのは、間近の情勢となっていた。

永禄十一年（一五六八）十二月徳川家康は遠江国に侵攻し、十二日に引佐峠を突破し、十五日には敷智郡浜松莊引間（浜松市中央区元城町）に着き、十七日には長上郡蒲郷端和（浜松市中央区天竜川町）の妙恩寺に着陣した。

本坂峠を固めていた奥浜名湖周辺の国衆は、背後を突かれて次々に城を出たと考えられる。浜名氏も同様であったろう。ただその後の去就については二次史料にしか記述がない。

寛文五年（一六六五）に編纂された「家忠日記増補」は、元亀二年（一五七二）七月二十五日、「浜名ノ郷主」が家康を背いて武田信玄に内通して浜名郷を退去したとする。家康は戸田忠次と本多信俊に浜名郷を給付し、浜名郷の与力の武士を両者に附属させたという。のち木村高敦は「武徳編年集成」において、この「浜名ノ郷主」を「大屋安

芸政頼」に比定し、『静岡県史資料編8中世4』の網文もこれに従うが、これは先述の「浜名家系譜」などの大屋氏記録に従ったもので、信用性は低い。普通に考えれば「浜名ノ郷主」とは浜名三郎に比定されるべきである。ただし浜名三郎がいずれの土地に退去したのかについては記録がないし、その後の三郎の動静を記す一次史料も管見の限りない。

五 その後の浜名氏

浜名氏は、江戸期の大名・旗本以上の士分の系図集である「寛政重修諸家譜」には所見がない。しかしお目見え以上の御家人にまで対象を広げると、その子孫ではないかと見られる者は居る。それが御留守居組の浜名源三郎である。彼が幕府に提出した由緒書によると、源三郎の先祖半兵衛は、家康が駿河に在府していた時代の、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後に、家康が三河以来の由緒ある譜代の武士の倅を選出するよう蜂屋七兵衛に申し付け、半兵衛がその一人に選ばれたという。¹¹¹ 蜂屋七兵衛定頼の家譜によると、この時定頼から与力十騎と同心二十人を預けられたというので、半兵衛もこのうちに含まれるのであろう。半兵衛はその後御先手与力組の組子として大坂両陣に参戦し、寛永十二年（一六三五）に致仕し、天和三年（一六八三）七月に死没したという。その後は半兵衛―五郎兵衛―平太夫―権左衛門―郷左衛門―幸助―小兵衛―久五郎―小十郎―兵助―平太夫―半兵衛―源三郎と続いて幕末を迎えている。

この浜名半兵衛は、父親の名前を明らかにしていないので、遠江国浜名神戸の浜名氏の出自であるという確証はない。またこの家の本国は「三河」とされ、遠江国ではない。しかし先述のとおり、浜名三郎が甲斐の武田信玄に与し

て退去した場所が明らかでないので、国境を接する三河国に逃げ込んだとも考えられる。これは親戚の所縁を頼ったものかもしれないが、元龜三年（一五七二）七月、信玄は山家三方衆を従属させているので、その下工作のために浜名氏があらかじめ奥三河に派遣された可能性もあるのではないか。

なおこのほかの幕臣の浜名氏としては、江戸幕府御城奥坊主の浜名友栄頼恭がいるが、友栄の先祖書などは管見の限り見当たらないので、その世系は明らかにできない。

また関東の浜名氏であるが、天正三年（一五七五）二月、相模国の日蓮宗寺院大巧寺（鎌倉市）にかねて永代買得した鎌倉能成寺分の山中近江屋敷夏秋六貫文の地を永代寄進している者に浜名豊後守時成の名を見る。

時成は大巧寺の譜代の檀那で、寺の修造と僧衆の堪忍分の財源とするための寄進であった。時成は小田原の後北条氏の家臣といわれるが、永祿二年（一五五九）に作成されたとみられる「北条家分限帳」（小田原衆所領役帳）には所見がない。おそらく鎌倉公方足利氏の直臣なので、後北条氏の家臣とみなされなかったのかもしれない。そうであれば具体的な系譜は明らかではないが、第二章第三節の鎌倉在住の浜名氏の子孫であろうか。

おわりに

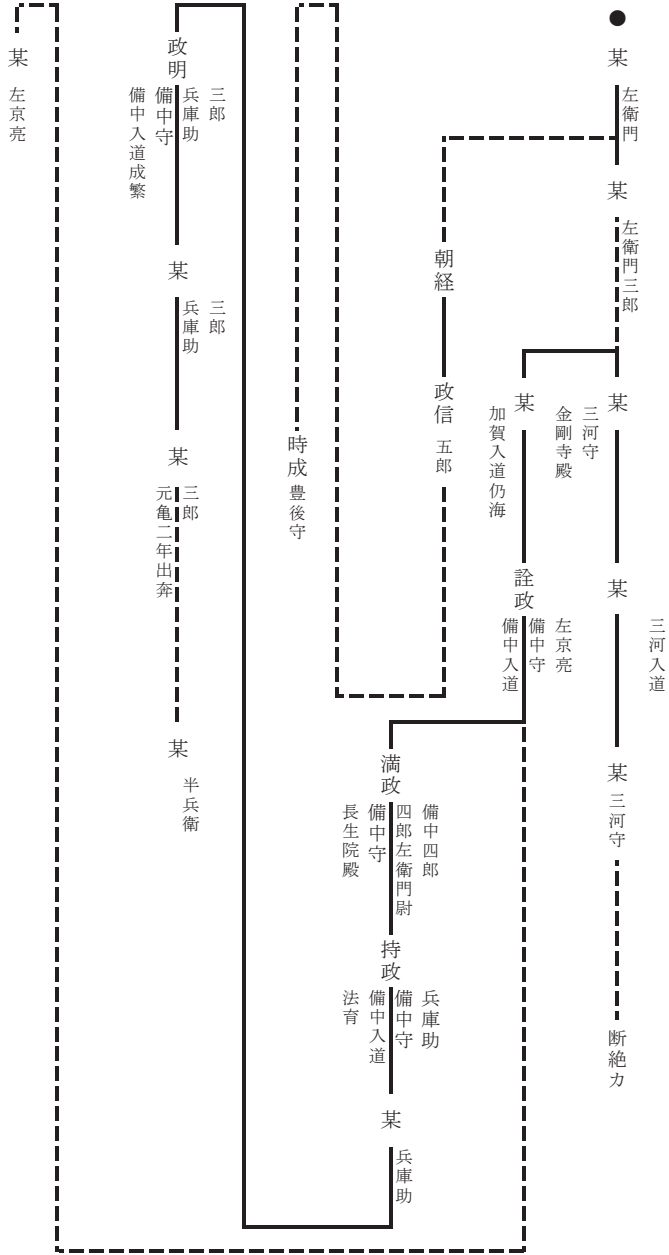
浜名氏は、伊勢神宮領である浜名神戸を現地支配する荘官出自で、神戸内の古刹真言宗摩訶耶寺の「檀那」であり、同じく真言宗大福寺を「名字之寺」とした。鎌倉期には武士化して鎌倉殿御家人となった。のち得宗御内人にもなるが、南北朝期動乱の時期の動向はよく分からない。おそらく足利尊氏及び義詮に与した一族の者が室町幕府に出仕して、源三位頼政の後胤を自称した。続いて浜名詮政が將軍義詮及び義満の近習として出頭し、その子孫は幕府奉公衆

五番に編入された。官途名を左京亮、のち兵庫助（先祖頼政が兵庫頭を名乗ったのにあやかったのだろう）、受領名を備中守と称した。歴代歌道に造詣が深く、詮政は和歌、その孫の持政は連歌をよくした。ただし奉公衆として申次などの平時の職掌に従事した記録は詮政以外にみられず、また有事の軍事動員も長享元年の將軍義尚による近江親征への従軍以外は史料にはみえない。

同じ奉公衆で、隣郷の領主である後藤氏は、長享元年十二月に本貫地の遠江国とその隣国駿河国で生じた戦乱に対処するために、在京奉公を中止して遠江に下向している。おそらく浜名氏も同様な理由で浜名神戸に下国したとみられる。しかし後藤氏が、戦乱の終息した長享二年四月には帰京して在京奉公を続けたのに対し、浜名氏はそのまま在京奉公を停止したらしい。これには以下の理由が考えられる。①浜名神戸が室町期に入っても鎌倉府の影響を受けているなど、京都將軍家以外の勢力が及ぶ地域であったこと（第二章第一節）、②浜名神戸が伊勢神宮としても重要な神領であり、このため戦国期に入っても神宮がその支配に関与していたこと（第四章第一節）、③浜名氏族には、左京亮など宗家と並立する有力な庶家が存在したこと（第四章第一節）などである。これらの要因と、そもそも浜名氏の出自が、足利一門でも、足利氏根本被官でもない、有力国人領主であって（第一章）、京都將軍家との紐帯意識も希薄であったことも相俟って、在京奉公停止と在地支配の専念に至ったと考えられる。それでも浜名神戸における浜名氏の実効支配は十分に達成できたとは言えなかった。またその支配領域を示す史料は岡本郷や贅代村などに限られ、浜名神戸以外の御厨・御園に実効支配を及ぼしたとはいえない¹⁹⁾。

戦国期には駿河今川氏に帰属したが、浜名神戸内全域を一時田原戸田氏に奪われ、隣接する日比沢後藤氏との領域争いにも敗れるなど、勢力はさらに減退したものとみられる。それでも今川氏の麾下となることで家の存続には成功した。続く永禄十一年の徳川家康の三河侵攻に際しては、居城浜名城是一支もなく開城したとみられるが、身命は保

浜名氏推定復原系図



障されたい。しかし元龜二年七月、武田信玄に従属して浜名を退去してからは、その後の消息は辿れなくなる。

なお子孫とみられる者が幕府御家人留守居組にみられるほか、浜名支族とされる大屋氏の子孫が本多平八郎家や阿波蜂須賀家などに仕えて存続している。

はじめにで触れたように、高橋氏は「浜名氏系図」（「浜名家系譜」も内容はほぼ同じ）につき、「信用出来ない点が多い」と疑念を呈しながらも、詮政以前と持政以後政明まで、そして政明以後の浜名氏歴代を「浜名氏系図」の記述から年代順に当て嵌めて「浜名氏改定系図」を作図している。本稿では本文の考察に従い、かかる系図史料に依拠しない浜名氏の推定復原系図を作成して本稿の末尾に掲出した。

今後は残された問題、例えば浜名氏と鎌倉府の關係性をどう捉えるか、浜名支族大屋氏の研究ほか、浜名氏と同じく源三位頼政の後胤を自称し、同じく兵庫助・備中守を官途名とした、遠江国敷知郡浜松莊代官大河内氏との關係をどうか考えるか、など残された問題も多いが、ひとまずここで擱筆としたい。

注

- (1) 木下聡『室町幕府の外様衆と奉公衆』同成社、二〇一八年、一五三頁。
- (2) 福田豊彦「室町幕府の奉公衆」『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年所収、初出一九七一年。西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』八木書店、二〇〇六年。
- (3) 拙稿「室町幕府奉公衆後藤氏の基礎的研究」『静岡県地域史研究』五号、二〇一五年。
- (4) 浜名氏と大福寺文書關係論文として、勝俣鎮夫「遠州浜名神戸大福寺領注進状案について」『日本歴史』三三〇号、一九七五年、戦国史研究会「遠江国大福寺文書からの一考察」『駒澤大学史学論集』八、一九七八年、三原靖雄「遠江浜名神戸の莊園

機構」『駒澤大学史学論集』九、一九七九年、戦国期研究会「戦国大名今川氏の大福寺領進出と浜名氏」『駒澤大学史学論集』一〇、一九八〇年、服部英雄「書評勝俣鎮夫著『戦国法成立史論』『法制史研究』三〇、一九八〇年、安良城盛昭「戦国大名検地と名主加治子得分」・「名田ノ内徳」——勝俣鎮夫『戦国法成立史論』によせて——『史學雜誌』九〇篇八号、一九八一年、町田昌彦「国人領主浜名氏をめぐって」『駒澤大学史学論集』一二、一九八二年、三原茂「中世大福寺における売券の研究」『駒澤大学史学論集』一三、一九八三年、「統一テーマ中世大福寺文書における一考察」『戦国史研究』一〇、一九八三年、本多隆成「戦国大名今川領国下の在地構造」『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年、森田香司「田原戸田氏の遠江国侵入をめぐって——大福寺文書の再検討——」『戦国史研究』一四、一九八七年、長塚孝「戦国大名今川氏の西遠江進攻と直轄領支配」『駒澤大学史学論集』一九、一九八九年、久保田昌希「戦国期の地域権力と支配——遠州大福寺文書にみる浜名氏——」『戦国期東国社会論』吉川弘文館、一九九〇年、臼井進「戦国大名今川氏領国下における荘園所領——大福地文書を事例として——」『武田氏研究』一四、一九九五年がある。

(5)

「浜名氏系図」は三ヶ日町下尾奈の大矢保家所蔵（『重修浜名史論』一二五頁）。この系図は大屋氏庶流で、尾奈に土着した九郎兵衛家の系図。「浜名家系譜」は、大屋氏嫡流で本多平八郎家に仕えた吉太夫家の系図（高橋佑吉「三州岡崎藩家臣大屋氏所蔵「浜名家系譜」に就いて」『三ヶ日町史資料第四輯』三ヶ日町郷土文化研究会、一九五四年）。このほか頼政後胤を記す史料として、「浜名記 下巻」所収の「浜名家系譜」（浜松市博物館蔵。「浜名記」の翻刻として『三ヶ日町史資料 第四輯』三ヶ日町郷土文化研究会、一九五六年がある。類本として「浜名記」（国立公文書館内閣文庫蔵、請求番号二二七—〇〇—一）、「遠州敷知郡浜名鶴代村由来」（静岡県史編纂システム請求番号K22）、「阿波国古文書」三卷三号、「大屋安衛遠江国浜名古記」、東大史料編纂所所蔵史料目録データベース、「遠江国浜名古代領主記」個人蔵、三ヶ日図書館複写本がある。

(6)

『吾妻鑑』『国史大系第三十三巻吾妻鑑後篇』国史大系刊行会、一九三三年、建長三年八月十五日条。

(7)

『吾妻鑑』黒板勝美編輯『静岡県史資料編5中世1』静岡県、一九九一年、九八〇。

(8)

海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造営注文」について『国立歴史民俗博物館研究報告』四五集、一九九二年。

- (9) 「浜松市文化財保存活用地域計画」資料編」(3) 中世の地域区分(荘園・御厨)、浜松市、二〇二二年、一〇頁。
- (10) 「寂禪奉書写」前掲注7 『静岡県史資料編5 中世1』一三八四。
- (11) 「寂禪奉書写」前掲注7 『静岡県史資料編5 中世1』一四〇五。
- (12) 「大福寺住僧等申状写」前掲注7 『静岡県史資料編5 中世1』一四六二。
- (13) 「某書状」『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』神奈川県、一九七五年、三九四〇。
- (14) 「湛馨書状」前掲注13 『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』三六九六。
- (15) 「足利氏所領奉行人注文」『愛知県史資料編8 中世1』愛知県、二〇〇一年、六〇七。
- (16) 前掲注3 「室町幕府奉公衆後藤氏の基礎的研究」。
- (17) 『新編西尾市史通史編 原始・古代・中世』西尾市、二〇二二年、三三二頁。
- (18) 「大福寺住僧等申状案」『静岡県史資料編6 中世2』静岡県、一九九二年、一一〇一。
- (19) 「浜名記」『三ヶ日町史資料 第四輯』三ヶ日郷土文化研究会、一九五六年。
- (20) 朝比奈新「中世伊勢神宮領にみられる多元的支配権の性格―大福寺・摩訶耶寺間本末訴訟を通して」『史苑』七五卷一号、二〇一五年。
- (21) 『群書類従』巻四〇五 武家部六。なお東大史料編纂所編の「大日本史料」には採用されていない。
- (22) 『大日本史料』第六篇之二十七冊、八四七頁以下。
- (23) 前掲注13 『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』四六七八。
- (24) 前掲注13 『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』四六七七。
- (25) 村田茂美氏「浜名神戸と浜名氏―浜松市北区三ヶ日町の古代・中世」浜名神戸と浜名氏を出版する会、二〇二二年、一七四頁。
- (26) 前掲注13 『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』四〇一九。

- (27) 前掲注13『神奈川県史資料編3古代・中世(3上)』四九九六。
(28) 彼らがいずれも鎌倉府奉行人であることについては、植田真平「鎌倉府奉行人基礎的研究」佐藤博信編『関東足利氏と東国社会』岩田書院、二〇一二年を参照。
(29) 「相州文書十五」円覚寺塔頭統證庵所藏文書、国立公文書館内閣文庫蔵、請求番号一五九一〇二一七。
(30) 山田邦明「鎌倉府の奉公衆」『史学雑誌』九六卷三号、一九八七年。
(31) 「貞治六年中殿御会記」『大日本史料』第六編之二十七、八八八頁。
(32) 「花宮三代記」「広橋家記録」『大日本史料』第六編之四十三、二二五頁以下。
(33) 「迎陽記」康暦元年正月三日条『史料纂集 迎陽記』第一、八木書店、二〇一一年。
(34) 「四日市史第七卷 史料編古代・中世」四日市市、一九九一年、一九一、一九二。前掲注18『静岡県史資料編6中世』九四五。
(35) 「迎陽記」康暦元年十一月二十三日条。
(36) 「迎陽記」康暦二年四月九日条、四月二十三日条。
(37) 「迎陽記」康暦二年五月十一日条。
(38) 「建内記」嘉吉元年五月二十三日条。
(39) 「迎陽記」康暦二年六月二十五日条。
(40) 「迎陽記」康暦二年八月一日条。
(41) 「勅撰作者部類上」小川剛生著『中世和歌史の研究 撰歌と歌人社会』塙書房、二〇一七年。
(42) 山田徹「室町大名のライフサイクル」細川涼一編『生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一六年。なおロドリゲス『日本語小文典』(下)岩波書店、一九九三年、一二八頁以下参照。
(43) 「花宮三代記」康暦三年正月七日、同月十三日条。

- (44) 高橋氏ら先学が指摘しているように「花宮三代記」応永三十二年三月一日条には、將軍義量の冥福を祈るために、公家・武士たちが結番で光明真言を諷誦した名簿の二番に「浜名与一」が記される。高橋氏はこの与一を持政弟に比定するが、本文の三河入道の子の可能性もある。後考を俟ちたい。
- (45) 前掲注7『静岡県史資料編5中世一』一六二一。
- (46) 森茂暁「赤松満政小考」『福岡大学人文論叢』四二巻三号、二〇一〇年。
- (47) 前掲注34『四日市史第七巻 史料編古代・中世』二二二。
- (48) 前掲注34『四日市史第七巻 史料編古代・中世』二二三。
- (49) 「梵燈庵主返答書」『大日本史料』第七編之二十九、七五頁。
- (50) 「花宮三代記」応永二十九年八月一日条。
- (51) 「普光院義教公北野法案一万句」宮内庁書陵部所蔵、『国書データベース』。
- (52) 前掲注18『静岡県史資料編6中世二』一九三六。
- (53) 「康富記」嘉吉二年九月二十四日条『増補史料大成』第三七巻（康富記一）、臨川書店、一九六五年。
- (54) 「康富記」嘉吉三年六月十八日条。
- (55) 「康富記」嘉吉三年十二月九日条。
- (56) 「康富記」文安元年三月十八日条。
- (57) 前掲注18『静岡県史資料編6中世二』一九九八。
- (58) 『大日本古文書家わけ第二 蜷川家文書之一』東京大学出版会、一九八一年、六〇。
- (59) 『新校群書類従第二二巻雑部四』内外書籍、一九三二年、四三七頁。
- (60) 「康富記」宝徳二年七月九日条。
- (61) 前掲注18『静岡県史資料編6中世二』二二二二。

(62) 『続群書類従』巻第四百九十七『続群書類従』十七輯下。

(63) 『蔭涼軒日録』長享三年五月十二日条、竹内理三編『蔭涼軒日録 三巻』臨川書店、一九七八年。

(64) 『四日市史第十六巻 通史編古代・中世』四日市市、一九九五年、四六六頁。

(65) 『満済准后日記』永享六年六月二十五日条、『続群書類従補遺一 満済准后日記(下)』続群書類従完成会、一九二八年。

(66) 「浜名之系図」は、延宝八年成立の「随庵見聞録」(『浜松市史史料編二』浜松市、一九五九年)に掲出される一番成立の早い浜名氏系図である。なお前掲注5の「浜名記 下巻」所収の「浜名家系譜」や前掲注5の「浜名氏系図」及び「浜名家系譜」は、応永期以前に大屋氏が浜名氏から分立したように記している。ただし大屋氏を大矢氏と表記したり、浜名氏歴代当主が浜名名字と大矢名字を交互に称しているなど不自然であり、後世の修飾がみられる。ところで第一章で引用した只木神明社の懸仏銘には「大家末時紀氏」と記される。大家が大屋であれば、その本姓は紀氏であり、源姓の浜名氏とはそもそも別の家であるとも考えられる。

(67) 『静岡県姓氏家系大辞典』角川書店、一九九五年、四九三頁。

(68) 前掲注18『静岡県史資料編6中世二』二四一九。

(69) 「政所賦銘引付」『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇年。なお小猿丸は、文明十年八月にも浜名神戸の年貢を滞納していたらしい。森田香司「田原戸田氏の遠江入をめぐる―大福寺文書の再検討―」『戦国史研究』一四、一九八七年参照。

(70) 「遠江国浜名神戸検畠日記写」『静岡県史資料編7中世三』静岡県、一九九四年。『静岡県史通史編2中世』静岡県、一九九七年、五〇一頁。

(71) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』一〇三。

(72) 今谷明「『東山殿時代大名外様附』について―奉公衆の解体と再編―」『室町時代幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年。

- (73) 前掲注3「室町幕府奉公衆後藤氏の基礎的研究」。
- (74) 齋木一馬・岡山泰四・相良亨校註『三河物語・葉隠』岩波書店、一九七四年、二四頁。
- (75) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』九二七。
- (76) なお伊奈城を浜名区細江町伊目に比定する説もある（前掲注4「統一テーマ中世大福寺文書における一考察」三二頁）。しかし伊目を伊奈と呼んだ史料はない。
- (77) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』四五四。
- (78) 三ヶ日町摩訶耶の小字名に「北原（ホクゲン）」「北原坂（ホクゲンサカ）」がある。
- (79) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』四四六。
- (80) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三。なお年代比定については弥永浩二氏の説に従う。弥永浩二「今川氏家臣福島氏の研究―遠州大福寺文書の検討を中心にして―」『駒澤大学史学論集』二八、一九九八年。
- (81) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』四二八。
- (82) 大石泰史編『今川氏年表』高志書院、二〇一七年、四三頁（大石泰氏執筆分）。
- (83) 前掲注4「戦国期の地域権力と支配―遠州大福寺文書にみる浜名氏―」。
- (84) 町田昌彦「国人領主浜名氏をめぐって」『駒澤大学史学論集』一一、一九八二年。
- (85) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』七六二。
- (86) 前掲注70『静岡県史資料編7中世三』七九九。
- (87) 島津忠夫校注『宗長日記』岩波書店、一九七五年、一四頁。
- (88) 水野茂『ふるさと古城の旅』海馬出版、一九九八年、二四〇頁。松井一明「浜名湖北岸の城館跡」『愛知県史研究』一四号、二〇一〇年。なお村田氏は浜名館を野地城（三ヶ日町都築）に比定するが、根拠は不明である。村田茂美『大崎の歴史』私

家出版、二〇〇六年、一〇頁。

- (89) 当該文書については、大山喬平氏、勝俣鎮夫氏、安良城盛昭氏、服部英雄氏及び本多隆成氏らの論稿がある（前掲注5参照）がここでは本多氏の説に従う。

- (90) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 八八二、九六九。

- (91) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 九五五。

- (92) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 一四九五。

- (93) 『戦国人名辞典』 吉川弘文館、二〇〇六年、八〇六頁、久保田昌希氏執筆分。

- (94) なおこの「玄三」について、町田昌彦氏は「福嶋玄三」とするが（前掲注4「国人領主浜名氏をめぐって」、根拠はよくわからない。長塚孝氏も玄三を福島氏とするのを否定する。前掲注4長塚孝「戦国大名今川氏の西遠江侵攻と直轄領支配」参照。

- (95) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 四五六。

- (96) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 一六九一。

- (97) 当該文書についても、大山喬平氏、勝俣鎮夫氏、安良城盛昭氏、服部英雄氏及び本多隆成氏らの論稿がある（前掲注4参照）がここでは本多氏の説に従う。

- (98) 拙稿「三河松平氏と駿河今川氏」大石泰史編『今川氏年表』高志書院、二〇一七年。

- (99) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 二六六九。

- (100) 前掲注70 『静岡県史資料編7 中世3』 二六六六。

- (101) 前掲注3 「室町幕府奉公衆後藤氏の基礎的研究」。

- (102) なお村田氏は三郎と惣右兵衛尉とをまとめて官途名と考え、「三郎惣右兵衛尉」と解するが、文章の全文から判断するに、誤読と考える。

- (103) 前掲注93『戦国人名辞典』四四七頁、久保田昌希氏執筆分。
- (104) 『愛知県史資料編11織豊1』愛知県、二〇〇三年、一五。
- (105) 前掲注104『愛知県史資料編11織豊1』三七四。
- (106) 「常光寺主代記并年代記」拙稿「駿河今川氏による今橋城及び田原城の落城時期再考」『大倉山論集』六八、二〇二三年。
- (107) 「科註集塵抄奥書」海老沼真治「武田・徳川氏の今川領国侵攻過程―身延文庫「科註拾塵抄」奥書の検討から」『武田史研究』五一、二〇一四年。
- (108) 『静岡県史資料編8中世四』静岡県、一九九六年、三四八。
- (109) 「武徳編年集成 十二」国立公文書館内閣文庫蔵、請求番号一四九一〇一一五、デジタルアーカイブ一七コマ。
- (110) 前掲注108『静岡県史資料編8中世四』元龜二年七月二十五日網文。
- (111) 「留守居組浜名源三郎由緒書」国立公文書館デジタルアーカイブ、請求番号多〇〇〇三一六。なおこのほか「留守居組浜名源三郎跡目願覚」と「留守居組浜名源三郎由緒書」という題名の史料も存在するが未見である。
- (112) 「寛政重修諸家譜」巻第二百九十五。
- (113) 本多隆成『徳川家康と武田氏』吉川弘文館、二〇一九年、一〇三頁。
- (114) 御城坊主の「友栄」の名は国立公文書館内閣文庫に「坊主・奥六尺名前書付」「御炮(抱)方坊主名前」「坊主衆勤之割」に見えるが、未見である(国立公文書館デジタルアーカイブ検索。なおこの友栄は、大福寺の僧快雅が文政九年に著した「瑠璃山乗 全」(大福寺所蔵、『三ヶ日町史資料第八輯』三ヶ日町文化財保護委員会、一九五七年に翻刻が収録されている。)の浜名氏事績の記述に關与している。
- (115) 『神奈川県史資料編3古代・中世(3下)』神奈川県、一九七九年、八二七二。
- (116) 前掲注93『戦国人名辞典』八〇六頁、佐藤英智氏執筆分。
- (117) 「小田原衆所領役帳」国立公文書館内閣文庫蔵、請求番号一五一〇一五五。

(118)

時成の子孫を自称するのが相模原市南区下溝の福田家である。しかしその系譜を明らかにする史料はない。小澤葉菜・加藤隆志「相模原市南区下溝の福田家の来歴とその蔵などについて」『相模原市立博物館研究報告』二二号、二〇一三年参照。

(119)

森田香司氏も「湖北地方における浜名氏の支配もそれほど大きいものでもな」とする。前註69「田原戸田氏の遠江侵入をめぐって―大福寺文書の再検討―」。